

別表第1（第15条関係）

区分				単位	基礎額	単価当たりの使用料の額	
ミニバレーコート (1面当たり)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	50円	基礎単価と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
			大人	同上	100円		
		入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	160円		同上
		大人	同上	320円	同上		
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		同上	1,720円		同上
		入場料を徴収する場合		同上	5,180円		同上

バレーコート (1面当たり)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	同上	100円	同上
			大人	同上	210円	同上
		入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	320円	同上
			大人	同上	640円	同上
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		同上	1,720円	同上
		入場料を徴収する場合		同上	5,180円	同上
照明設備 (1団体当たり)				同上	210円	同上

備考

- 1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。
- 2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。